

議会運営委員会

平成29年4月27日午前9時から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男	○伴 吉晴	小村 尚己
平川 理恵	井上 卓也	嶋田 善行
奥村 容子		
中西 議長		

2. 理事者出席者

総務部長 面巻 昭男

3. 会議の書記

議会事務局長 真弓 啓 同局長補佐 大塚 美季

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 奥村委員、伴委員

委員長

おはようございます。

それでは、全委員出席されておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、奥村委員、伴委員のお2人を指名いたします。お2人には、よろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布していますレジメのとおりでございます。レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

初めに、1. 協議事項の（1）平成29年第2回斑鳩町議会臨時会についてを議題といたします。

①の会期日程につきましては、3月21日開催の議会運営委員会で確認しましたとおり、5月8日月曜日、会期1日と決定したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

平成29年第2回斑鳩町議会臨時会は、5月8日月曜日、会期1日ということで決定させていただきます。

次に、②付議予定議案等の取扱いについてを議題といたします。

まず、付議予定議案の概要について、総務部長から説明を受けることといたします。 面巻総務部長。

総務部長

おはようございます。

それでは、付議予定議案につきまして、ご説明をさせていただきます。

平成29年第2回臨時議会において提出を予定しております現時点における議案は、議案案件が1件、承認案件が5件、報告案件が1件の計

7件の議案を上程させていただくこととしております。

委員長

部長、座って。

総務部長

すみません、ありがとうございます。

初めに、議案案件でございます。

資料1をごらんいただけますでしょうか。斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言（斑鳩まほろば宣言・斑鳩まほろば行動宣言）の制定についてであります。本議案は、議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定により、上程させていただくものであります。

その内容は、斑鳩まほろば宣言として、ごみを燃やさない、埋め立てないゼロ・ウェイストのまちづくりを目指すことを決意し、宣言するとともに、斑鳩まほろば行動宣言として、ゼロ・ウェイストのまちづくりを進めていくための具体的な行動計画を示し、その取り組みの推進について宣言するものでございます。

なお、本議案につきましては、5月8日に開催されます全員協議会におきまして、担当部局から、部長の植村、課長の栗本が出席させていただき、ご説明させていただきたいと考えておりますので、お取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、承認案件でございます。

初めに、（1）町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）であります。恐れ入りますが、資料2の末尾から2枚目の要旨をごらんいただけますでしょうか。本条例の一部改正は、平成29年度の地方税制の改正を内容とする地方税法及び航空機燃料譲与税の一部を改正する法律が、平成29年3月31日に公布、同年4月1日から施行されることから、所要の改正を行ったものであります。本条例について速やかに整備する必要があったことから、平成29年3月31日付で専決処分をさせていただいたものであり、これについて、議会に報告し、承認を求めるものであります。

主な改正の内容であります。

初めに、（1）個人町民税に関する改正であります。①の肉用牛の

売却による事業所得に係る課税の特例について、その適用期限を平成33年度まで3年の延長、また、②の優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例については、その適用期限を平成32年度まで3年延長する改正を行ったものでございます。

続きまして、(2)固定資産税に関する改正であります。

初めに、①震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産に係る課税標準の特例として、当該震災等に際し、被災者生活再建支援法が適用された場合において、震災等の発生した年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間に取得された償却資産に係る固定資産税について、最初の4年度間、課税標準を2分の1とするものでございます。

次に、②家庭的保育事業等の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例割合の規定であります。地方税法で2分の1と定められていた家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業または定員5名以下の事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例割合について、市町村の条例で定めることとされたことに伴い、町税条例において当該特例割合を2分の1と規定するものでございます。

裏面にお移りいただきますでしょうか。③被災住宅用地に係る特例措置の拡充に伴う申告に関する規定の整備でございます。震災等により住宅が損壊等した被災市街地復興推進地域内に存する土地を住宅用地とみなす措置について、被災年度の翌年度から、現行の2年度間が4年度間に拡充されたことに伴い、当該被災住宅用地に係る申告に関する規定を定めるものでございます。

次に、④企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例であります。平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税について、引き続き当該政府の補助を受けている場合に限り、補助開始日から5年度間、課税標準を2分の1とするものでございます。

次に、⑤市民緑地の用に供する土地に係る課税標準の特例として、都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が都市緑地法等の一部を改

正する法律の施行の日から平成31年3月31日までの間に設置した市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税について、設置から3年度間、課税標準を3分の2とするものでございます。

次に、⑥耐震改修・省エネ改修が行われた住宅に係る減額措置の拡充に伴う申告に関する規定の整備であります。耐震改修または省エネ改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものについて、現行、耐震改修が2分の1、省エネ改修は3分の1である固定資産税の減額措置が3分の2に拡充されたことに伴い、当該減額措置を受けようとする場合の申告に関する規定を定めるものでございます。

続きまして、(3)軽自動車税に関する改正でございます。

初めに、①グリーン化特例(軽課)の2年延長として、燃費性能等の優れた新車の軽自動車について取得した日の翌年度分の税率を軽減する特例措置について、対象範囲を見直した上で、その特例措置を2年間延長するものであります。対象範囲は、お示ししておりますように、50%軽減の区分では、2020年度燃費基準より30%以上燃費性能のよいものに、25%の軽減の区分では、同じく2020年度燃費基準より10%以上燃費性能のよいものに、それぞれ見直しを行うものでございます。

次に、②不正行為に起因し納付不足額が発生した場合の賦課徴収の特例でございます。自動車製作者等の不正行為に起因して軽自動車税の納付不足額が発生した場合について、当該自動車製作者等が納付不足額を納める義務があるものとするものでございます。

また、(4)その他法令の改正による条文整理等所要の改正として、地方税法の一部改正等に伴い、同法を引用する条項に係る条文整理等、所要の改正を行ったものでございます。

続きまして、(2)町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について)でございます。恐れ入りますが、資料の3の末尾の要旨をごらんいただけますでしょうか。本条例の一部改正は、さきの町税条例と同様に、地方税法等の一部改正により、本条例について速やかに整備する必要があったことから、平成29年3月31日付で専決処分をさせていただいたものであ

り、これについて、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

その改正内容は、初めに、（１）企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例として、町税条例の改正における固定資産税の特例措置と同様に、企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る都市計画税について、引き続き当該政府の補助を受けている場合に限り、補助開始日から５年度間、課税標準を２分の１とするものでございます。

次に、（２）市民緑地の用に供する土地に係る課税標準の特例であります。本特例措置につきましても、固定資産税と同様、緑地保全・緑化推進法人が都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から平成３１年３月３１日までの間に設置した市民緑地の用に供する土地に係る都市計画税について、設置から３年度間、課税標準を３分の２とするものでございます。

次に、（３）その他法令の改正による条文整理等所要の改正であります。特例措置を新たに規定することによる項ずれ及び地方税法の一部改正等に伴う同法を引用する条項に係る条文整理等の所要の改正を行ったものでございます。

続きまして、（３）町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）でございます。恐れ入りますが、資料の４の末尾の要旨をごらんいただけますでしょうか。本条例の一部改正は、平成２９年度の地方税制の改正を内容とする地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成２９年３月３１日に公布、同年４月１日から施行されることから、所要の改正を行ったものであります。本条例について速やかに整備する必要があったことから、平成２９年３月３１日付で専決処分をさせていただいたものであり、これについて、議会に報告し、承認を求めるものであります。

その改正内容は、低所得者に対する保険税軽減の拡充として、均等割及び平等割の５割軽減及び２割軽減について、対象となる軽減判定所得の基準額を引き上げるもので、５割軽減では、被保険者の数に乗すべき金額を、現行の２６万５，０００円から２７万円に、同様に、２割軽減では、４８万円から４９万円に基準額を引き上げるものでございます。

続きまして、（４）町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）であります。恐れ入りますが、資料５の末尾の要旨をごらんいただけますでしょうか。本条例の一部改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が、平成２９年３月２９日に改正され、同年４月１日から施行されることに伴い、所要の改正を行ったものであります。本条例について速やかに整備する必要があったことから、平成２９年３月３１日付で専決処分をさせていただいたものであり、これについて、議会に報告し、承認を求めるものであります。

その改正内容は、損害補償基礎額の加算額について、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に準じて、配偶者に係る補償基礎額の加算額を、現行の４３３円から３３３円に引き下げ、子に係る補償基礎額の加算額を、現行の２１７円から２６７円に引き上げる改定を行うものでございます。

続きまして、（５）町長専決処分について承認を求めることについて（平成２８年度斑鳩町一般会計補正予算（第６号）について）でございます。資料６をごらんください。本補正予算は、平成２８年度の退職者に係る退職手当負担金の特別負担金３，９１４万５，０００円について、予算補正を行ったものでございます。本予算補正について速やかに措置する必要があったことから、平成２９年３月３１日付で専決処分をさせていただいたものであり、これについて、議会に報告し、承認を求めらるものでございます。

補正予算書の４ページをお願いいたします。本補正予算は、歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳出予算の款項のみを補正するもので、初めに、第２款 総務費、第１項 総務管理費では、第１目 一般管理費で、職員退職手当負担金３，９１４万５，０００円を増額させていただいております。また、第１２款 予備費、第１項 予備費では、第１目予備費で、今回の補正に要する財源として、３，９１４万５，０００円を充当させていただいております。

最後に、報告案件でございます。

（１）議会の委任による町長専決処分の報告について（平成２９年度

斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）でございます。資料7を
ごらんください。本補正予算は、消防団員3名が退団されたことによる
消防団員退職報償金130万7,000円について、予算補正を行った
ものであります。平成29年4月19日付で、議会の議決により指定さ
れた町長の専決処分事項について専決処分をさせていただいたものであ
り、これについて、議会に報告するものでございます。

補正予算書の2ページをごらんいただけますでしょうか。消防団員退
職報償金130万7,000円について、歳入歳出予算の総額に追加
し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ90億130万7,00
0円とするものでございます。

なお、承認及び報告案件につきましては、5月8日に開催されます全
員協議会におきまして、私が出席させていただき、その概要についてご
説明させていただきたいと考えておりますので、お取り計らいのほど、
よろしくお願いいたします。

以上、平成29年第2回臨時会に提出を予定している議案の説明とさ
せていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 ただいま総務部長から説明がありましたように、ゼロ・ウェイスト宣
言の議案が1件、専決処分に係る承認案件が5件、議会の委任による専
決処分の報告1件の提案が予定されております。

議会運営上、これらの提出議案について、何か質疑があれば、お受け
したいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員 この専決処分の第5号ですね、これに関して、これ、後で出てくると
思いますねんけども、この3月定例会の一般の補正予算の関係で、こ
れ、出てきたわけですか。

総務部長 嶋田委員ご指摘のとおり、平成28年度の退職者に係ります退職手当
負担金の特別負担金につきましては、平成29年3月町議会定例会にお
きまして、一般会計補正予算第5号で所要額の増額補正を上程させてい
ただきまして、ご議決を賜ったところでございます。

しかしながら、平成29年3月31日付で奈良県市町村総合組合から特別負担金の通知がございまして、これにより、金額の差異がわかったところでございます。確認をいたしましたところ、本町の積算誤りによる不足額が判明いたしましたことから、3月31日付で専決処分をさせていただいたところでございます。

なお、このたびの積算誤りにつきましては、確認が行えなかったことから生じたものであり、これに対しましては、全職員が重く認識するとともに、重く受け止めておりまして、二度とこのようなことがないように十分注意してまいりたいと考えておりますので、どうかご理解のほど、よろしくお願いいたします。

嶋田委員　　そうしたら、向こうから来たのは、29年の3月31日に通知が来たということですか。

総務部長　　3月31日付で通知が来ております。

（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

委員長　　ほかにございせんか。

（ な し ）

委員長　　それでは、ないようですので、これらの議案の取り扱いについて、これまで、臨時議会におきましては、提出されました全ての議案について、当日の本会議で即決という取り扱いをしておりましたので、今回の議案の取り扱いにつきましても、委員会付託を省略し、理事者の提案説明、質疑の後、採決することとしたいと思いますが、ご異議ございせんでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

なお、これらの議案について、賛否の討論が必要となりました場合には、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、提出議案については、委員会付託を省略し、当日に即決することとし、賛否の討論は各1名ずつということで確認をさせていただきます。

なお、先ほどの説明の中で、総務部長から、全員協議会において、ゼロ・ウェイスト宣言については生活環境部長と環境対策課長から、その他の議案の概要については総務部長から説明したいとお申し出がありました。このことについて、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、議長におかれましては、ただいま確認しましたとおりお取り計らいのほう、よろしく願いいたします。

それでは、②の付議予定議案等の取扱いについては、以上で終わります。

次に、③追加日程についてを議題といたします。

事務局のほうから、説明をお願いします。 真弓事務局長。

議会事務
局長

それでは、臨時会の進行予定につきまして、ご説明をさせていただきます。

お手元、資料のほうは、臨時会進行予定表、4枚ございますうちの3枚目、これをメインにしまして、と、臨時会の議事日程。

委員長

局長、座って。

議会事務

失礼して、座らせていただきます。

局長

議事日程、それから追加日程（予定）、それから、委員会委員選出の方法、この3つもあわせてごらんいただきたいと思います。

まず、進行予定表をごらんください。まず、午前9時に全員協議会を開会し、本日の議運の審議結果についての議会運営委員長報告をしていただき、日程等の協議をしていただきます。

そこで一旦、全員協議会を休憩、本会議を開会し、理事者から提出されました議案を上程し、総括説明、質疑、討論、採決をしていただきます。議事日程で申しますと、日程1から日程9までを現議長のもとで行っていただきます。ここままで、町から提出された議案の審議を全て終了いたします。次に、日程10では、常任委員会委員の選任についてあげられておりますけれども、議長・副議長の改選を行ってからでないと委員会委員が決められませんので、ここで暫時休憩をとりまして、副議長に議長席についていただき、本会議を再開、議長辞職許可についてを議事日程に追加し、議長辞職許可について諮っていただきます。辞職が許可されましたら、議長に辞職挨拶をいただきます。

その後、議長選挙についてを議事日程に追加したところで本会議を休憩し、正副議長の選出方法協議のため、全員協議会を再開いたします。なお、この全員協議会は、議長辞職が許可され、議長が欠けておりますので、議事進行は副議長にお願いいたします。全員協議会では、正副議長の選挙方法、これには投票、あるいは指名推選の方法がございますので、どちらの方法により選挙を行うかについて、協議、決定をしていただきます。

選挙方法が決まりましたら、本会議を再開し、副議長に議長選挙を行っていただきます。新議長が決まりましたら、副議長から当選告知をしていただき、新議長の当選承諾と就任挨拶、副議長から新議長へ議長章を授与していただきます。次に、議長交替のため暫時休憩をとり、新議長に議長席にお着きいただき、再開後、副議長辞職許可についてを議事日程に追加、副議長辞職許可についてお諮りをいただきます。これが許

可されましたら、副議長に辞職挨拶をいただき、その後、副議長選挙についてを議事日程に追加し、副議長の選挙を行っていただきます。新副議長が決まりましたら、新議長から当選告知をしていただき、新副議長の当選承諾と就任挨拶をしていただきます。

なお、議長選挙におきまして現副議長が議長に当選した場合、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知はとりたてて行う必要はなく、就任挨拶をもって承諾とみなされることとされております。また、副議長が議長に就任することを受諾されたときは、法律上何らの手続きを要せず自動的に副議長の職を失うものと解されておりますことから、副議長辞職許可については審議する必要がなくなるということでございます。このことから、進行予定表の中ほどにございます※印、アンダーラインを点線で引いておりますけれども、この部分の項目は行う必要がなくなり、議長選挙の投票、開票の後、現副議長が議長選挙の結果の報告、新議長就任及び副議長退任の挨拶を行い、暫時休憩の後、副議長選挙についてを議事日程に追加し、その後は先ほどご説明いたしましたとおりの流れになるということでございます。

ここまでで新しい正副議長が決定いたしますので、委員会委員の選出をしていただくため、議事日程の日程10. 常任委員会委員の選任についてを議題として取り上げたところで、本会議を休憩させていただきます。この休憩中に、お手元の資料、委員会委員選出の方法、この流れに基づきまして、各常任委員会及び議会運営委員会の委員を決めていただきます。

まず、正副議長が、議長を除く12名の議員さんから、1つ目の所属希望常任委員会の聴取をしていただきまして、各4名となるように調整をしていただきます。次に、3常任委員会からそれぞれ広報発行常任委員2名を選出していただき、広報発行常任委員を決定いたします。次に、広報発行常任委員会に所属していない6名の議員さんから、2つ目の所属希望常任委員会の聴取をしていただき、各常任委員が6名となるよう調整の上、決定をしていただきます。議会運営委員会の委員につきましては、総務、厚生、建設水道の各常任委員会から各2名、広報発行常任委員会から1名を選出していただき、7名の委員を決定していただ

きます。その後、各委員会で正副委員長の互選を行っていただきます。

常任委員会委員、議会運営委員会委員、各委員会の正副委員長が全て決定いたしましたら、全員協議会を開会し、常任委員会委員、議会運営委員会委員及び正副委員長の確認をしていただきます。そして、続けて、全員協議会で、監査委員を選出していただきます。

監査委員が決まりましたら、本会議を再開いたしますが、役職名簿と議案書作成・配布のお時間を少しいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本会議再開後、議長から常任委員会委員を指名していただき、次に、日程 1 1. 議会運営委員会委員の選任についてを議題として、議長から議会運営委員会委員の指名をしていただきます。次に、日程 1 2. 議長報告について、私から、1 として常任委員会正副委員長互選結果について、2 として議会運営委員会正副委員長互選結果について、議長報告をさせていただきます。次に、引き続き、同意第 9 号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについてを日程に追加し、諮っていただきます。

なお、引き続き中川議員に監査委員をお願いすることとなった場合は、監査委員の選任同意議案は提出の必要がなくなりますので、進行予定表の中の下から 3 行目、#印のところですが、監査委員選任同意の日程追加、説明、採決は行わないこととなり、町長の閉会挨拶をお受けして、閉会することとなります。

以上が、臨時議会当日の進行予定でございます。

委員長

ただいま議会事務局長から説明がありましたが、前回の改選のときですね、議長の辞職が許可されていない段階で議長選挙を行っていたという指摘があったことについては、あの段階では、辞職願が出た段階でそういう扱いをしまして、それはおかしいんじゃないかという指摘があったので、今回は、本会議で議長の辞職が許可された後にとことで改めております。

それと、あと、議長選挙、副議長選挙と監査委員の選任についても、可能性も含めて進行方法について事務局のほうで作成していただいております。

りますので、その辺もお含みいただきたいと思います。

それでは、今、説明がありましたことについて、質疑、ご意見があれば、お受けしたいと思います。 平川委員。

平川委員 副議長が辞職をされる前に、議長と副議長の選任方法を決めるんですか。ここの四角の3つ目の全員協議会で、議長・副議長選出方法を協議して書いてあるんですけど、この段階では、辞職願出されているのは議長だけですよね。だけど、副議長の選出方法もあわせて決めるんですか。

委員長 例年、どういう方法で議長・副議長を選出するかっていうのは、指名推選にするか、投票にするかっていうのは、もうその段階でこれまで決めてきましたので、一応、これまでの例に倣ってそういう形で進行させていただくということで書かせてもらっていますけども、いやいや、そうじゃなくって、議長の選出方法についてはまずその段階で決めて、副議長はその後でまた決めるべきだっていうご意見があるのでしたら、そういうふうにおっしゃっていただいても構いませんけども。

(「いや、手続き上、そういうものだったら別にいいんですけど」と呼ぶ者あり)

委員長 手続き上は別に、選出方法を決めるってということだけですので、特に問題ございません。

ほかにはございませんか。 伴委員。

伴委員 副議長は広報の充て職になっていますね。ちょっとその辺、これ、書いていないんですが、ややこしくはならないんですかね。見方によると、各委員会6名となるというような形になっていますやろ。せやから、広報は7名ですやわ。

(「6名です」と呼ぶ者あり)

伴委員 6名ですか。6名ということは、私、充て職になっていますな。

(「充て職は、前のときになくなったんだと思いますが。
委員が6名になったときに」と呼ぶ者あり)

伴委員 ああ、そうですの。それなら、私、もう広報に入らなあかんと思って
ずっとやっていたんですけど、違いましたんかな。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時34分 休憩)

(午前9時36分 再開)

委員長 再開いたします。
ほかに質疑等、ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、ないようですので、全員協議会で議員皆様のご意見をいた
だく中で変更となることもあるかとは思いますが、現在のところ、臨時
会当日の進行につきましては、進行予定表のとおり進めるということで
確認をしておきたいと思います。

総務部長から、ほかに報告いただくことはございますか。

(な し)

委員長 総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席していただくこ
とをいたします。

お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

(午前9時37分 休憩)

(午前9時38分 再開)

委員長 それでは、再開いたします。

次に、2. その他について、各委員から質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。ございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 先ほどの承認の専決処分の関係で、3月定例会、一般会計の補正予算、表決では可とすべきものとなって通ったわけなんですけれども、それから後に数値が間違っていたと。単純ミスかどうかわかりませんが。その場合ですね、その表決、誤った数値でもって表決された、その効力ですね、それはどのようになっているんですかね。

委員長 今すぐちょっとこの場でお答えできませんので、質問いただいたことを調べまして、どこで、全員協議会でも構いませんかね、のときに、また私のほうから報告させていただきたいと思えますけど、それでよろしいでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員 それで結構ですけれども、あの一般会計の補正予算は総務委員会で表決になったもので、それは可とすべきものという結論が出て、本会議で最終的に表決になったものなんですけれども、委員会審議で、その誤った数値でもって議案が出されたということについて、ちょっと疑念覚えるわけなんです。

以前には、人事案件でしたけれども、生年月日間違っていただけで取り下げて、最終日に再提出という部分もありましたし、それ以前には、これ、何年前かな、表決なって、その議案書と保存されている議案書が違ったという事例もあったように思います。そのときどうしはったんかないの、僕、議運に入っていなかったのだからちょっと失念していますねんけども、そこら辺も勘案して、ちょっと調査していただけますか。お願いします。

委員長

はい、わかりました。

議会運営上のことなので、議会運営委員会のほうで調査して、どう取り扱うべきものなのかということで、また私のほうから、一定、報告させていただきたいと思います。

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

それでは、ないようでしたら、議長のほうから何かございますか。

(な し)

委員長

事務局のほうからは、ないでしょうか。

(な し)

委員長

それでは、これをもって、その他についても終わります。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、これをもって本日の議会運営委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午前9時41分 閉会)